

報酬積算基準表：お客様への業務提供を公平かつ明朗にするために報酬基準を設けております。

状況基準表（1. から 4. の業務）

1. 税務顧問基準	A	B	C	D
：従事員数基準	5名以下	10名以下	20名以下	20名超
：消費税基準	免税事業	簡易課税	一般課税	特殊課税
：節税書類基準（年間概算従事時間）	4時間以下	8時間以下	16時間以下	16時間超
：年末調整基準（年間概算従事時間）	4時間以下	8時間以下	16時間以下	16時間超
：資金調達基準（年間概算従事時間）	4時間以下	8時間以下	16時間以下	16時間超
2. 会計監査基準（単月分概算従事時間）	1時間以下	3時間以下	6時間以下	6時間超
3. 記帳代行基準（単月分概算従事時間）	1時間以下	3時間以下	6時間以下	6時間超
4. 給料計算基準（単月分概算従事時間）	1時間以下	3時間以下	6時間以下	6時間超

月額報酬基準表

1. 税務顧問基準	A	B	C	D
：従事員数基準	10,000	20,000	30,000	参考加算単価積算
：消費税基準	0	5,000	10,000	
：節税書類基準	0	5,000	10,000	
：年末調整基準	0	5,000	10,000	
：資金調達基準	0	5,000	10,000	
2. 会計監査基準	5,000	15,000	30,000	参考加算単価積算
3. 記帳代行基準	5,000	15,000	30,000	
4. 給料計算基準	5,000	15,000	30,000	

年額報酬基準表（月額報酬基準×15カ月分） 給料12カ月

1. 税務顧問基準	A	B	C	D
：従事員数基準	150,000	300,000	450,000	参考加算単価積算
：消費税基準	0	75,000	150,000	
：節税書類基準	0	75,000	150,000	
：年末調整基準	0	75,000	150,000	
：資金調達基準	0	75,000	150,000	
2. 会計監査基準	75,000	225,000	450,000	参考加算単価積算
3. 記帳代行基準	75,000	225,000	450,000	
4. 給料計算基準	60,000	180,000	360,000	

参考単価基準表（従事員数・従事時間） 決算処理従事時間は単価計算に含んでいません

項目	A	B	C	参考加算
1. 税務顧問基準	従事員数月額単価 = 年間基準報酬 ÷ 従事員基準人数 ÷ 1.5カ月			1人辺り月額加算単価
：従事員数基準	2,000	2,000	1,500	1,000
	従事時間単価 = 年間基準報酬 ÷ 年間基準従事時間			1時間辺り月額加算単価
：節税書類基準	0	9,375	9,375	9,000
：年末調整基準	0	9,375	9,375	9,000
：資金調達基準	0	9,375	9,375	9,000
2. 会計監査基準	6,250	6,250	6,250	6,000

3. 記帳代行基準	6,250	6,250	6,250	6,000
4. 給料計算基準	5,000	5,000	5,000	5,000

補1. 記帳代行業務に会計監査業務は含まれておりません。

補2. 消費税基準において、有利判定等の必要性上、課税仕入の消費税集計を行う場合は、一般課税とみなします。

補3. 個人事業者（不動産賃貸業を除く）の報酬積算金額は上記表の80%とします。

補4. 個人不動産賃貸業の報酬積算金額は上記表の50%とします。

補5. 簡易会計ソフト利用料：月額1,000円、簡易給与ソフト利用料：月額1,000円

補6. 税務調査立会及び修正申告書等資料作成の従事時間を年間40時間分を税務顧問基準に含んでいます。

5. 個人確定申告書作成業務報酬積算基準

項目	積算基本料金	従事30分辺り加算単価	摘要
：個人事業決算書の作成を要しない場合	2,000	4,000	顧問契約企業関係者は積算額の50%（関係者とは企業の株主・取締役・従業員の本人並びにその方々から3親等以内の方）
：簡易事業決算書を作成する場合	10,000		
：簡易消費税申告書を作成する場合	10,000		
：譲渡所得等の資料を作成する場合	10,000		

補7. 延べ従事時間の30分未満は切り捨て、但し、延べ従事時間が30分未満の場合は切上。

補8. 複数項目に該当する場合は、積算基本料金はそれぞれの項目毎に加算致します。

補9. 見積従事時間を超過従事した場合に超過時間分の請求は致しません。

補10. 延べ従事時間の集計表等は効率化を踏まえ作成しておりません。

6. 相続税・贈与税相談申告業務報酬積算基準

項目	積算基本料金	従事30分辺り加算単価	摘要
：財産評価業務	50,000	5,000	顧問契約企業関係者並びに関係者からの紹介者は積算額の80%
：節税プラン作成業務	50,000		
：贈与税申告業務	10,000		
：遺言書作成補助業務	100,000		
：相続税申告書作成業務	300,000		
：相続税調査立会・修正申告書等作成	0		

補11. 延べ従事時間の30分未満は切り捨て、但し、延べ従事時間が30分未満の場合は切上。

補12. 見積従事時間が超過しそうな場合は、再度見積従事時間をお伝え致します。

補13. ご依頼の差し止めの場合は、一切報酬を請求致しません。

補14. 延べ従事時間の集計表等は効率化を踏まえ作成しておりません。

7. 経営マネジメントサポート業務対応表

項目	ア. コーチング	イ. 資料作成	ウ. 定期サポート	従事30分辺り単価
：組織力向上業務	○		○	5,000
：経営予測業務		○		
：集客印象操作構築業務	○		○	
：組織拡大再投資資料作成業務		○		
：経営行動計画・経営予測数値作成業務		○		

補15. ご要望通りの業務が提供できるか判断させて頂くために、ヒアリング・ご質問をさせていただきます。

補16. イ. 資料作成にあたっての見積従事時間を超過従事した場合に超過時間分の請求は致しません。

補17. イ. 資料作成にあたっての延べ従事時間の集計表等は効率化を踏まえ作成しておりません。